



2020年6月19日

各位

会社名 乾汽船株式会社
代表者名 代表取締役社長 乾 康之
(コード番号：9308 東証第一部)
問合せ先 コーポレートマネジメント部長 加藤 貴子
(TEL. 03-5548-8613)

株主による取締役の違法行為差止仮処分命令の申立ての却下決定に対する 即時抗告の棄却決定に関するお知らせ

2020年6月16日付「株主による取締役の違法行為差止仮処分命令の申立ての却下決定に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社株主であるアルファレオホールディングス合同会社（以下「本申立人」といいます。）が2020年6月5日付で東京地方裁判所において行った取締役違法行為差止仮処分命令申立て（以下「本申立て」といいます。）は、2020年6月16日に却下されておりましたが、2020年6月18日、東京高等裁判所より、本申立人が、2020年6月17日付で当該決定に対して即時抗告（以下「本即時抗告」といいます。）を申し立てていたものの、本即時抗告を棄却する決定（以下「本棄却決定」といいます。）がなされたとの決定正本を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本即時抗告に至った経緯

2020年5月27日付「当社取締役会によるアルファレオホールディングス合同会社に対する情報提供要請に関する承認に係るお知らせ」において開示いたしましたとおり、当社取締役会は、2020年6月19日開催予定の当社第100回定時株主総会において「第3号議案 当社取締役会によるアルファレオホールディングス合同会社に対する情報提供要請に関する承認の件」の上程を決議いたしました。これに対し、本申立人は、かかる情報の提供要請が法令違反に該当する等として、東京地方裁判所に対して本申立てを行いました。2020年6月16日付「株主による取締役の違法行為差止仮処分命令の申立ての却下決定に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、同日、東京地方裁判所は、本申立てに係る被保全権利（会社法360条に基づく取締役の違法行為差止請求権）は認められないことから、本申立てには理由がないとして却下しておりました。

本申立人は、同却下決定に対して、本申立人は被保全権利を有しており、保全の必要性も肯定されるとして、本即時抗告を申し立てました。

2. 本即時抗告の内容

本即時抗告の趣旨は、以下のとおりです。

- (1) 原決定を取り消す。
- (2) 相手方〔当社注：乾康之を指す。〕は、令和2年6月4日付けで招集した同月19日を会日とする乾汽船株式会社（本店所在地 東京都中央区勝どき一丁目13番6号）の第100回定時株主総会の会議の目的である事項のうち、「第3号議案 当社取締役会によるアルファレオホールディングス合同会社に対する情報提供要請に関する承認の件」との事項につき、別紙「会社提案 第3号議案 当社取締役会によるアルファレオホールディングス合同会社に対する情報提供要請に関する承認の件」〔当社注：株主総会参考書類別紙を指す。〕記載の第3号議案の決議をさせてはならない。

3. 本棄却決定に至った経緯

東京高等裁判所は、本申立てに係る被保全権利が認められないと判断した原決定は相当であり、本即時抗告は理由がないとして、本即時抗告を棄却しております。

4. 本即時抗告をした者の概要

名 称	アルファレオホールディングス合同会社
所在地	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
代表者	代表社員 株式会社マキス 職務執行者 渡邊章行

5. 本棄却決定がなされた裁判所及び年月日

- (1) 本棄却決定がなされた裁判所 東京高等裁判所
- (2) 本棄却決定がなされた年月日 2020年6月18日

6. 当社の対応方針及び今後の見通し

当社は、2020年6月19日開催の当社第100回定時株主総会において、本件情報の提供要請を本申立人に対して行うことについて株主の皆様へ承認を求める旨の議案を決議事項として上程し、同日付「第100回定時株主総会開催結果に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、同議案は賛成多数により承認可決されました。

以上